

(公表版基準改定)

平成23年度 工事標準歩掛(維持修繕・附属施設土木編)の改定

	現行	改定
<p>第1章 総則 第2節 工事費の構成と定義</p>	<p>2-2-2 間接工事費</p> <p>1. 総則 間接工事費とは、工事の目的物をつくるために直接的には必要としないが、各施工部門の実施に対し共通して使用される費用をいう。</p> <p>イ)一般工事の場合 一般工事の場合の間接工事費は、設計費、設計間接費、共通仮設費、現場管理費から構成される。</p> <p>① 設計費 目的物を施工するために必要な設計に要する費用をいう。一般工事の場合は原則として計上しないが、必要性が生じた場合に計上するものとする。</p> <p>② 設計間接費 設計費に伴う費用で、設計部門における平素の技術能力の維持及び高度化に要する費用をいう。</p> <p>③ 共通仮設費 各施工部門の実施に共通して使用される費用で、材料費、労務費、直接経費の合計額であり、「2. 共通仮設費」に記載している費用をいう。</p> <p>④ 現場管理費 工事を施工するにあたって、工事現場を管理するために必要な費用で「3. 現場管理費」に記載している費用をいう。</p> <p>ロ)鋼構造物工事の場合 鋼構造物工事の場合の間接工事費は、間接労務費、工場管理費、設計費、設計間接費、共通仮設費、現場管理費から構成される。</p> <p>① 間接労務費 工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費からなり、製作費に対して間接労務費率(38.0%)を乗じて求める。</p> <p>② 工場管理費 工場製作にかかる経費で、福利厚生費、租税公課、地代家賃、保険料、交際費、事務用品費、通信交通費、減価償却費、維持修繕費、動力水光熱費、動産賃借料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費(但し、工場塗装にかかる材料費は除く)、副資材費を除いた額に工場管理費率(28.8%)を乗じて求める。</p> <p>③ 設計費 目的物を製作、施工するために必要な設計に要する費用をいい、鋼構造物工事の場合は原則として実施設計付工事のため計上する。</p> <p>④ 設計間接費 上記イ)一般工事の場合の②と同じ。</p> <p>⑤ 共通仮設費 上記イ)一般工事の場合の③と同じ。</p>	<p>2-2-2 間接工事費</p> <p>1. 総則 間接工事費とは、工事の目的物をつくるために直接的には必要としないが、各施工部門の実施に対し共通して使用される費用をいう。</p> <p>イ)一般工事の場合 一般工事の場合の間接工事費は、設計費、設計間接費、共通仮設費、現場管理費から構成される。</p> <p>① 設計費 目的物を施工するために必要な設計に要する費用をいう。一般工事の場合は原則として計上しないが、必要性が生じた場合に計上するものとする。</p> <p>② 設計間接費 設計費に伴う費用で、設計部門における平素の技術能力の維持及び高度化に要する費用をいう。</p> <p>③ 共通仮設費 各施工部門の実施に共通して使用される費用で、材料費、労務費、直接経費の合計額であり、「2. 共通仮設費」に記載している費用をいう。</p> <p>④ 現場管理費 工事を施工するにあたって、工事現場を管理するために必要な費用で「3. 現場管理費」に記載している費用をいう。</p> <p>ロ)鋼構造物工事の場合 鋼構造物工事の場合の間接工事費は、間接労務費、工場管理費、設計費、設計間接費、共通仮設費、現場管理費から構成される。</p> <p>① 間接労務費 工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、製作外注費、横持運搬費からなり、製作費に対して間接労務費率(32.2%)を乗じて求める。</p> <p>② 工場管理費 工場製作にかかる経費で、福利厚生費、租税公課、地代家賃、保険料、交際費、事務用品費、通信交通費、減価償却費、維持修繕費、動力水光熱費、動産賃借料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費(但し、工場塗装にかかる材料費は除く)、副資材費を除いた額に工場管理費率(28.8%)を乗じて求める。</p> <p>③ 設計費 目的物を製作、施工するために必要な設計に要する費用をいい、鋼構造物工事の場合は原則として実施設計付工事のため計上する。</p> <p>④ 設計間接費 上記イ)一般工事の場合の②と同じ。</p> <p>⑤ 共通仮設費 上記イ)一般工事の場合の③と同じ。</p>